

税制改正大綱(資産課税編)

昨年の12月23日に令和5年度税制改正大綱が閣議決定されました。今回の改正も、個人・法人の生活、つまり私達の生活に影響を与えるものが多く見受けられます。

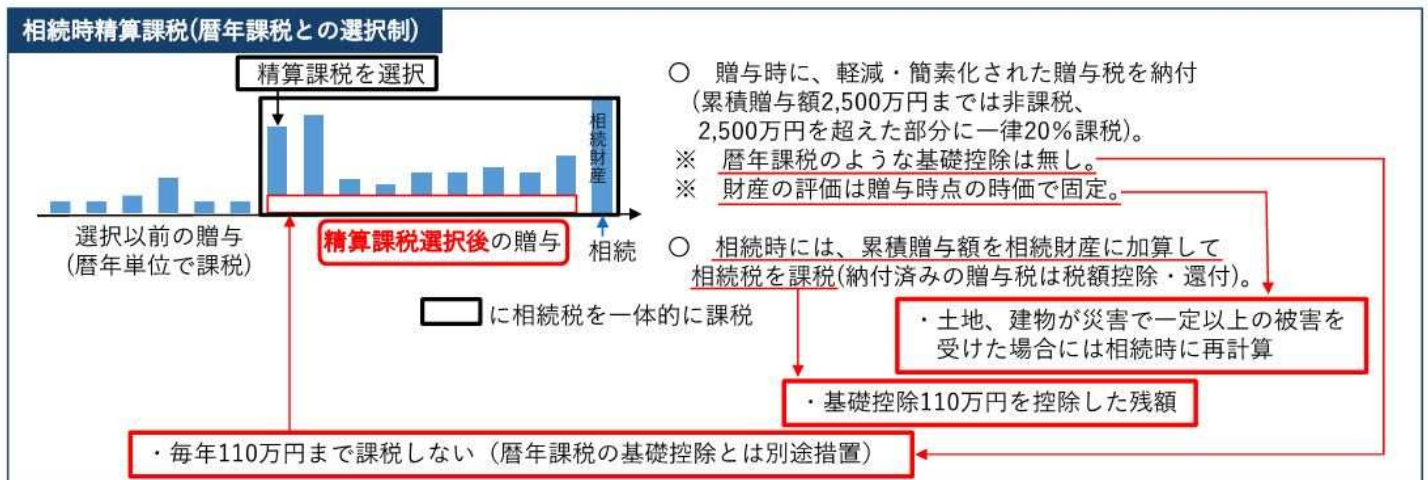
その中でも、今回は、資産移転の時期の選択により中立的な税制構築として挙げられている資産税の改正を解説していきます。

相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税で受けた贈与に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別途、毎年、贈与額から基礎控除110万円を控除できる。

相続時精算課税で受贈した一定の土地又は建物が災害によって一定の被害を受けた場合には、相続時に再計算できる。

暦年課税の基礎控除とは別途措置のため、例えば、父からの精算課税贈与により取得した財産から精算課税の基礎控除110万円、母からの暦年課税贈与により取得した財産から暦年課税の基礎控除110万円を控除することができます。



(適用時期)

相続時精算課税制度における基礎控除の創設については、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用。

災害により被害を受けた場合の再計算については、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合に適用。

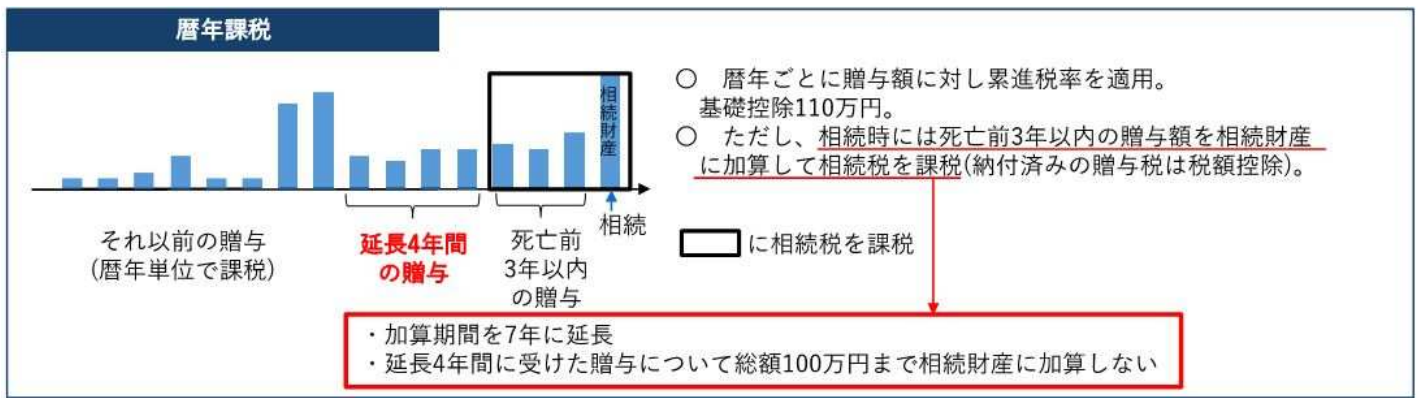
暦年課税における相続前贈与の加算期間等の見直し

相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間が現行の3年から7年に延長される。

今回の改正により延長された期間に受けた贈与については、財産の価額の合計額から総額100万円を控除した残額を相続税の課税価格に加算する。

令和6年1月1日以降に受けた贈与について、相続前贈与の加算期間が延長される。

相続前贈与の加算期間は、3年後の令和9年1月1日から順次延長される。



(適用時期)

令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し・延長

【概要】

親・祖父母(贈与者)が、金融機関(信託銀行・銀行等・証券会社)の子・孫(受贈者)名義の専用口座に教育資金を一括して拠出した場合には、1,500万円まで非課税とする。

【適用期間】

平成25年4月1日～令和8年3月31日(3年間延長)

【受贈者】

子・孫(0歳～29歳、合計所得1,000万円以下)

【贈与者死亡時】

死亡時の残高を相続財産に加算。

ただし、受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学中の場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合、は加算の対象外。

だが、上記～でも、贈与者に係る相続税の課税価格の合計が5億円を超える場合は、加算の対象。

【契約終了時】

残高に対して、本則税率を適用して贈与税を課税



結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し・延長

【概要】

親・祖父母(贈与者)が、金融機関(信託銀行・銀行等・証券会社)の子・孫(受贈者)名義の専用口座に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合には、1,000万円まで非課税とする。

【適用期間】

平成27年4月1日～令和7年3月31日(2年間延長)

【受贈者】

子・孫(18歳～49歳、合計所得1,000万円以下)

【贈与者死亡時】

死亡時の残高を相続財産に加算。

【契約終了時】

残高に対して、本則税率を適用して贈与税を課税

